

沖縄県地域医療対策会議設置要綱

平成 29 年 5 月 11 日保医第 163 号

(趣旨)

第1条 県は、医療法第 30 条の 14 に基づき、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の沖縄県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項のほか、医療の推進に関し必要な事項を協議するため、この要綱に定めるところにより、沖縄県地域医療対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の運営)

第2条 会議は、二次医療圏ごとに開催し、その名称は次のとおりとする。

- (1) 北部地区地域医療対策会議
- (2) 中部地区地域医療対策会議
- (3) 南部地区地域医療対策会議
- (4) 宮古地区地域医療対策会議
- (5) 八重山地区地域医療対策会議

(協議事項)

第3条 会議では、各二次医療圏内の医療提供体制等に関して、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 将来必要とされる医療提供体制及びその実現に向けて必要な取り組みに関すること。
- (2) 医療計画の推進に必要な取り組みに関すること。
- (3) その他、医療の推進に関すること。

(構成員)

第4条 会議の構成員は、協議事項に応じて、次に掲げる者のうちから保健医療部長が招集する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 圏域内各市町村の職員
- (4) 医療を受ける側を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員（県職員を除く）
- (6) その他保健医療部長が適当と認める者

(開催通知等)

第5条 会議の開催は、保健医療部長が通知する。

2 保健医療部長は、会議を開催するときは、次に掲げる事項を構成員に予め通知するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 協議事項
- (3) 協議の参考となる事項

(議事進行等)

第6条 会議の議事進行は、保健医療部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療部長は、保健医療部長が予め指定した者に議事進行をさせることができる。

(庶務)

第7条 会議の運営に係る庶務は、保健医療部医療政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

(沖縄県地域医療構想検討会議等運営要綱の廃止)

沖縄県地域医療構想検討会議等運営要綱(平成27年7月22日要綱)は廃止する。